SDGs 未来都市豊島区



令和3年5月10日

豊島区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

緊急事態宣言延長に伴う豊島区の対応方針

令和3年5月7日、政府は、東京都に発令している緊急事態宣言を5月31日 まで延長する旨を決定しました。

現在、1都3県では、感染力の強い変異株の割合も拡大傾向にあり、予断を許さない厳しい状況にあります。

東京都では、引き続き、人流を抑制し、不要不急の外出自粛や飲食店への営業 時間短縮及び酒類の提供自粛、大規模商業施設の休業等を要請しています。

豊島区においても、コロナ収束の切り札となるワクチン接種は、着実に進めており、65歳以上の高齢者の方へは5月6日にクーポン券を一斉に送付しています。3層方式である「豊島方式」のメインとなる個別接種を5月19日から万全の体制で実施し、集団接種、巡回接種も続けて開始していきます。

区民の安全・安心を守っていくためのワクチン接種とともに、区民生活へ及ぼ す影響を最小限に抑えながら、引き続き、下記のとおり、集中的な感染防止対策 を講じてまいります。

記

- 1 区立施設等の運営については、原則として、休館及びサービスを休止する。 ただし、区民の生活を支える基礎的サービスは、感染防止対策を講じたうえ で継続する。
- 2 区主催のイベント等については、原則として中止する。
- 3 緊急事態宣言中における施設の休館やイベント中止による使用料、参加費等は利用者へ返還することとする。 また、参加者から感染防止のためキャンセルの申し出があった場合は、原則返還し、キャンセル料等は徴収しないこととする。
- 4 宣言解除後の対応については、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。